

## 雇用調整助成金支給決定取消及び返還通知書の受領と全額返納等について

当社は、本日、愛知労働局より、雇用調整助成金支給決定取消及び返還通知書を受領し、即日、違約金及び延滞金を含め、受領した雇用調整助成金を全額返納いたしました。また、本件に関しては、当社の親会社である名古屋鉄道株式会社が設置し、外部法律事務所の弁護士が参加した調査チーム（以下「**本調査チーム**」といいます。）による調査が実施され、当社は当該調査に全面的に協力してまいりましたが、本調査チームによる調査結果と再発防止に向けた提言についても受領しました。

今後、当社は、本調査チームによる提言内容を踏まえた対策を適切に実施し、同様の事態が二度と生じないようにするとともに、関係各位の信頼回復に努めてまいります。

本件に関し、関係者の皆様に対し多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1 雇用調整助成金支給決定取消及び返還通知書の受領と全額返納

2023年10月11日付けの「雇用調整助成金の不正受給に関する愛知労働局への自主申告について」でお伝えしたとおり、当社は、2020年4月から2022年4月まで当社が受領しておりました雇用調整助成金に関し、不正受給の事実が判明したことから、愛知労働局に対し、その旨の自主申告をしておりました。

その後、当社は、愛知労働局による調査等に協力してまいりましたが、本日、当社の申告どおりの不正受給があったとして、愛知労働局より、雇用調整助成金支給決定取消及び返還通知書を受領し、これを受け、当社は、即日、その全額を返納いたしました。返納金額は以下のとおりです。

・返還対象の雇用調整助成金	22億8,842万1,156円
・違約金	4億5,768万4,230円
・延滞金	2億 387万9,944円

\*雇用調整助成金の不正受給を労働局が認定した場合、その時点以降に事業主に支給された助成金の全部の返還が基本的に求められることになっているため、当社は、不正受給の存在が確認されていない支店等での受給分を含め、受給した雇用調整助成金を全額返納することとなりました。

#### 2 調査結果の要旨

昨年10月11日の公表後に設置された本調査チームによる本件の調査結果の要旨は以下のとおりです。

##### (1) 判明した事実

当社において不正受給が認められた支店では、従業員の勤務記録の確定作業に関与するなど雇用調整助成金の申請等に関わっていたと評価し得る支店長職等の従業員が、休業・教育訓練日における従業員の出勤を承認していた事実や、支店長職等の従業員が短時間であれば問題ないと安易に考えるなどして休業・教育訓練日に自ら出勤していた事実が確認されました。また、一部の支店では、支店長職等の従業員が支店内従業員に休業・教育訓練日に出勤するよう指示していた事実も確認されています。

このように、問題が確認された支店における不正受給の態様やその期間等は一様ではありませんが、調査で確認された全支店分の不正受給の件数及びそれに対応する受給額は以下のとおりです。

- ・ 不正受給に該当する申請件数 : 1,335 件 (総申請件数 : 142,581 件)
- ・ 上記申請件数に対応する受給額 : 2,203 万 4,316 円

なお、本調査において当社の役員又は管理部門の従業員が、雇用調整助成金の不正受給に関与していた事実は確認されておりません。

## (2) 不正受給の発生原因

本件の不正受給を発生させた原因として、コンプライアンス意識の不浸透、当社内において不正受給を防ぐための適切な意思疎通ができていなかったこと、及び当社の管理体制の脆弱性という問題が挙げられます。

### ・ コンプライアンス意識の不浸透

当社として、雇用調整助成金のルール的重要性や堅強なコンプライアンス意識を、支店等の従業員に対し適切に浸透することができていませんでした。

### ・ 不正受給を防ぐための適切な意思疎通ができていなかったこと

急な業務により出勤した場合に、勤務記録上、休業日を出勤日に変更する必要があることについて、支店内の従業員間で相互に指摘・確認できていないなど、当社においては、不正受給を防ぐための適切な意思疎通ができていませんでした。

### ・ 管理体制の脆弱性

当社においては、支店における不正受給の問題について、支店を管理すべき立場の営業本部、並びに本社の管理部門において、不正受給を防止するとの観点から勤怠記録等を精査できておらず、適正な管理・牽制機能を行っていませんでした。

## 3 今後の対応

### (1) 関係者の処分

当社は、本件を厳粛に受け止め、その責任を明確にするため、役員に対し、報酬減額の処分を実施することを決定しました。また、関係従業員についても、社内規定に則り厳正な処分を実施いたします。

### (2) 再発防止策

当社は、本調査チームからの提言等を踏まえ、以下の再発防止策を実施し、同様の事態が二度と生じないようにするとともに、関係各位の信頼回復に努めてまいります。

#### ■ 体制の整備

- ・ 社長直轄のコンプライアンス管理部署の設置
- ・ 重大なリスクの発生または可能性が生じた場合の報告・共有に関する規程の整備
- ・ 従業員間での意思疎通をより適切・円滑に行うための職場環境の整備
- ・ 勤務管理に関する支店・営業本部・本社の管理部門による管理体制・機能の強化
- ・ 内部通報窓口の周知徹底

#### ■ コンプライアンス意識醸成に関する取り組み

- ・ コンプライアンス再徹底を目的とする社長によるメッセージの継続的な発信
- ・ 現場を含む全社に対して、コンプライアンス意識を浸透させるための取り組みの強化

本件に関するお問い合わせ先	広報担当	052-582-2105
---------------	------	--------------

以 上